

## 住民監査請求（政務活動費2）の結果について（概要）

大阪市監査委員は、次のとおり、平成31年1月7日に提出された住民監査請求について、平成31年3月4日に請求人（4人）に監査結果を通知しました。（棄却、結果は同年同月1日決定）

### 1 請求の要旨

平成27年度に新田孝市議（自民会派）に交付した政務活動費の事務所費242万円の一部を対象外に充当したとして自ら平成30年12月18日に100万8,227円が返還されたことから、ほぼ同額を支出している平成28年度（264万円）及び平成29年度（252万円）の事務所費についても同様に対象外支出が含まれていると考えられるが、市会事務局は調査を行わず、返還も求めていない。市長に対し、平成28・29年度の事務所費を返還させるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

### 2 監査の結果（棄却）

#### （1）監査委員の判断の要旨

市会事務局職員による政務活動費の使途基準適合性に関する確認は、第一次的には会派が自主的、自律的に行うべきものであり、市会事務局職員による確認は、政務活動費が適切に支出されていると確認できる限度で、一般的、外形的に行うことが要請されているというべきである。

これを本件請求について見ると、市会事務局は、平成28・29年度の収支報告書等検査の際に、領収書の写しや賃貸借契約書（平成29年度）の確認を行うことで、適正な支出であることを確認していたといえる。

もっとも、政務活動費の交付を行う本市職員等は、平成30年12月、自民会派から平成27年度の政務活動費収支報告書の訂正届に基づき政務活動費が返還されたことにより、政務活動費の支出が適切になされていないと明らかに疑われるべき具体的な事情があったといえる場合、自民会派に対して、平成28・29年度に係る返還の必要性について調査を行う職務上の義務があり、これに対し、本市職員等が何らの対応等もとらないときは、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるというべきである。

市会事務局は、平成27年度分の返還について、自民会派から「政務活動費として適正に使用したものではありませんものの、市民に対し誤解を招く部分があり（訴訟に至った事実）、訴訟において争点となっていることに鑑み、一部自主返還を行うこととした」、「他年度分については、従前どおり政務活動費に充当したものと認識はしているが、平成27年度分について係争中であるため、訴訟の動向を注視して精査したい」との回答を受けたとのことである。

また、平成27年度の返還を受けた際、自民会派に対して他年度分の取扱いについて確認をしておき、平成28・29年度の事務所費に係る債権の有無の調査を放置するのではなく、司法の判断を待ち、その結果を踏まえて対応を行うとしている。

さらに、平成27年度分事務所費について現在係争中であり、違法と判断されたわけでもなく、市会事務局としては、自民会派から平成27年度分の一部が自主返還されたことをもって、平成28・29年度分の返還を求めることは、法や条例等の根拠規定もなく、現時点ではできないと考えており、司法の判断を待ち、その結果を踏まえて他年度分の対応を行うとの陳述をしている。

監査において、訴訟当事者である市会事務局から、平成27年度分返還に係る具体的な内容の説明を受けることはできなかったが、平成27年度と使用実態に変更のない平成28・29年度分について、収支報告書等検査時の確認以上の調査・確認の必要性が生じていないため、改めて調査・確認は行っていないとの回答を得ており、自民会派からは、平成27年度の事務所費は違法ではないと考えているものの、訴訟に至ったことで市民に誤解を与える部分があったとして自主返還したものであるとの回答を得ている。

これらから、訴訟係争中における対応として、平成27年度分の一部自主返還という事実があったとしても、使途不適合を認めての返還ではない以上、平成28・29年度分について、政務活動費の支出が適切になされていないと明らかに疑われるべき具体的な事情があったとまではいえない。

よって、平成27年度分が自主返還されたことをもって、政務活動費の支出が適切になされていないと明らかに疑われるべき具体的な事情があったといえる場合に当たるとまではいえず、かつ、自主返還を受けた際に、市会事務局

局は、政務活動費が適切に支出されていると確認できる限度において確認していること等を勘案すると、市会事務局において改めて調査をすべき義務が発生するとまではいえない。

以上のことから、本市職員等が自民会派の平成28・29年度分の政務活動費に係る調査を行わず、返還を求めていることが違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実にあたるとはいえず、本市職員等に違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるとする本件請求には理由がない。

## （2）意見の要旨

本件請求に係る監査の結果は上述のとおりであるが、今後、司法判断の内容が明らかになった場合に関し意見を申し添える。

今回の訴訟で争点となった事項について、今後同様の疑義が市民に抱かれることのないよう、必要に応じて具体的な判断基準等を規定することなどについて検討されたい。また、平成27年度分に関する裁判結果を受け、必要と認められる場合は、平成27年度分を含め、平成28・29年度分について、改めて調査を行うとともに適切と考えられる措置を講じられたい。